



2023年5月23日

各 位

会 社 名 株式会社三井E&S  
代表者名 代表取締役社長 高橋 岳之  
(コード：7003、東証プライム市場)  
問合せ先 広報室 長谷川 晋太郎  
(TEL. 03-3544-3147)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月28日に開催予定の第120回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 監査等委員会設置会社への移行に関する変更

当社は、2023年1月26日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、2023年6月28日に開催予定の第120回定時株主総会において、移行に必要な定款変更等について承認されることを条件に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

これに伴い、定款の一部を以下のとおり変更いたします。

- 監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除。
- 経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするために、業務執行取締役への権限移譲に関する規定の新設。
- 監査等委員会設置会社への移行に伴い、関連する規定の修正等。

##### (2) 事業目的の変更

当社の事業目的を企業理念「エンジニアリングとサービスを通じて、人に信頼され、社会に貢献する。」に則したものとするとともに、事業目的相互の関係を整理するため、定款第2条（目的）の一部を変更いたします。

##### (3) その他全般に関する変更

その他、条文の追加及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行います。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条 (現行どおり)
第2条 (目的) 1. 当社は次の事業を営むことおよび次の事業を	第2条 (目的) 当社は次の事業を営むことおよび次の事業を営

営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。

(1)～(29) 〈条文省略〉

(30) 前各号に掲げるもののコンサルティング業務、エンジニアリング業務および運転・メンテナンスに関する業務

(31) 前各号に掲げるものの売買、中古販売、輸出入、賃貸借および付帯関連事業

2. 当社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

第3条 〈条文省略〉

第4条（機関）

当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条～第19条の2 〈条文省略〉

#### 第4章 取締役および取締役会等

第20条（取締役の定員）

当社は取締役に20名以内を置く。

第21条（取締役の選任）

〈新設〉

取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は累積投票によらない。

第22条（取締役の任期）

取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

〈新設〉

〈新設〉

む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。

(1)～(29) 〈現行どおり〉

(30) 前各号に掲げるもののコンサルティング業務、エンジニアリング業務および運転・メンテナンス等に関するサービス業務

(31) 前各号に掲げるものに付帯または関連する一切の事業

〈削除〉

第3条 〈現行どおり〉

第4条（機関）

当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第5条～第19条の2 〈現行どおり〉

#### 第4章 取締役および取締役会等

第20条（取締役の定員）

当社は取締役に10名以内とし、監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする。

第21条（取締役の選任）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は累積投票によらない。

第22条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任

(新設)

第23条 (代表取締役、役付役員等)

取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

取締役会は、その決議により役付役員等(会長、社長および副社長を含む)を定めることができる。

第24条 (条文省略)

第25条 (取締役会の招集)

取締役会招集の通知は会日から3日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

第26条 (条文省略)

(新設)

第27条～第28条 (条文省略)

第5章 監査役および監査役会

第29条 (監査役の定員)

当会社に監査役5名以内を置く。

第30条 (監査役の選任)

監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第31条 (補欠監査役の選任の効力)

会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第32条 (監査役の任期)

監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満

期の満了する時までとする。

4. 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第23条 (代表取締役、役付取締役等)

取締役会は、その決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会は、その決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、役付取締役等(会長、社長および副社長を含む)を定めることができる。

第24条 (現行どおり)

第25条 (取締役会の招集)

取締役会招集の通知は会日から3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

第26条 (現行どおり)

第27条 (重要な業務執行の決定の委任)

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第28条～第29条 (現行どおり)

第5章 監査等委員会

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

了する時までとする。

第33条（常勤監査役）

監査役会の決議によって常勤の監査役を選定する。

第34条（監査役会の招集）

監査役会招集の通知は会日から3日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

第35条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は監査役の過半数をもって行う。ただし、法令に別段の定めがある場合にはその定めによる。

第36条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第37条（社外監査役の責任限定契約）

当社は社外監査役との間で会社法第423条第1項の責任につき善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円以上で予め定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 計算

第38条～第41条（条文省略）

（新設）

第30条（常勤監査等委員）

監査等委員会の決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第31条（監査等委員会の招集）

監査等委員会招集の通知は会日から3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

第32条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席してその監査等委員の過半数をもって行う。ただし、法令に別段の定めがある場合にはその定めによる。

第33条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

（削除）

第6章 計算

第34条～第37条（現行どおり）

附則

第1条（社外監査役の責任限定契約に関する経過措置）

第120回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日

2023年6月28日

定款変更の効力発生日

2023年6月28日

以上